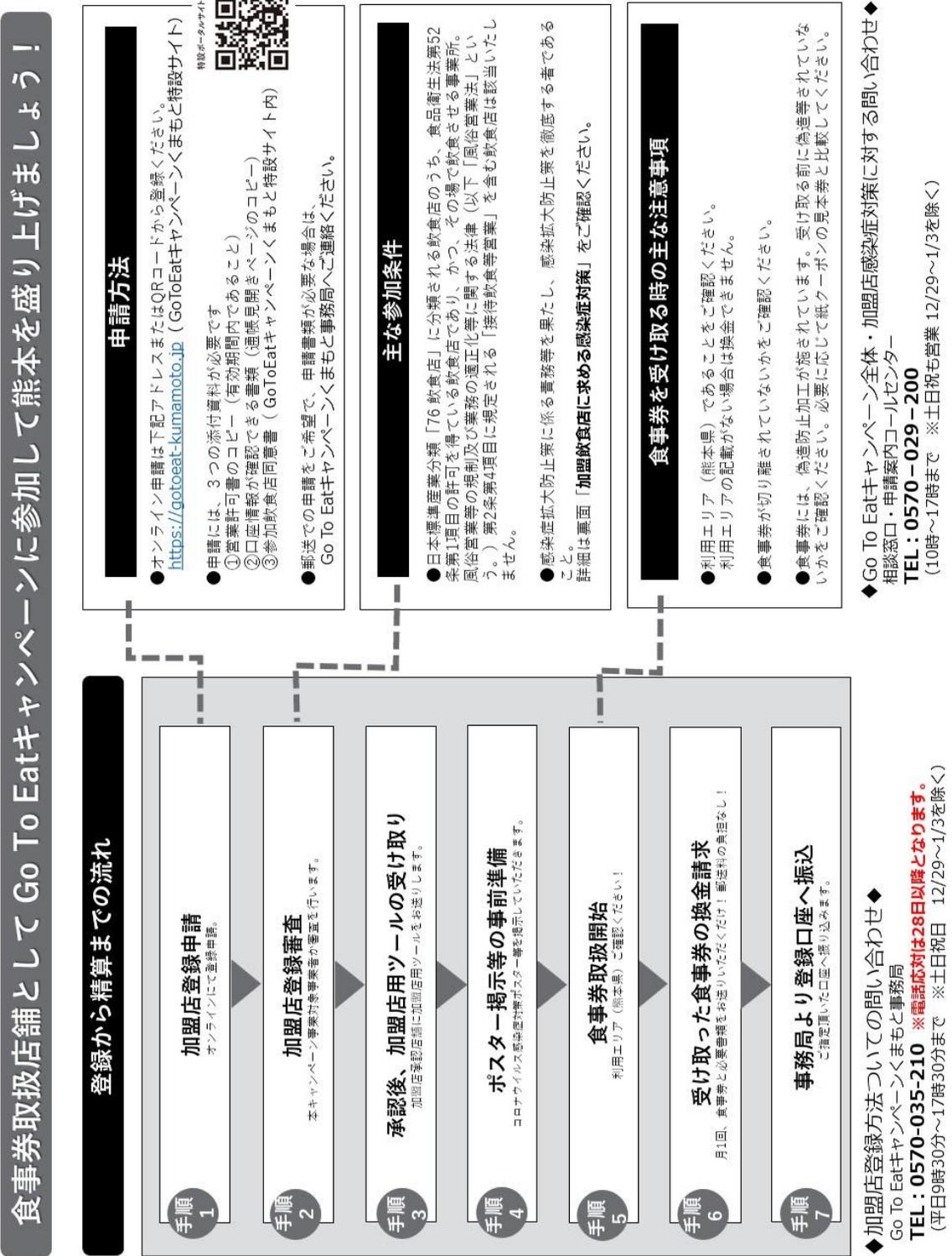


図表 5-2-2 加盟店募集パンフレット (その 2)



(1) 商工会議所・商工会経由による案内

2020（令和2）年9月17日と翌9月18日の2日間にわたり、県内58団体の商工会議所・商工会を対象に合同 Zoom 説明会を実施した。

事務局からの依頼は、下記の3点であった。

- ① 加盟店募集の周知・案内への協力 ※県内42団体が協力
 - ・各商工会議所・商工会内にポスター2枚を貼り、窓口に案内チラシ、申込書等配布用のチラシを設置する。
 - ・チラシ等に関する問い合わせがあった場合は、会員へ案内を行う。
- ② 加盟店 WEB 登録サポートへの協力 ※県内38団体が協力
 - ・WEB に不慣れやインターネット環境がない飲食店を考慮し、商工会議所・商工会内に手書きの申込用紙を置き、記入後商工会議所・商工会の職員が入力代行する代理申請業務を行う。
- ③ 広報活動への協力 ※県内33団体が協力
 - ・会報等を通じて、加盟店募集並びに利用促進のための情報発信等を行う（事前に事務局が原稿内容を確認する）。

上記依頼に対し、図表 5-3 に示すとおり、「周知案内」については7割以上、「登録サポート」についてはおよそ3分の2、「広報活動」についても6割近い団体の同意を得た。同意を示した団体の割合は、地域密着の性格がより鮮明な商工会で特に高いという傾向がみられた。

図表 5-3 商工会議所・商工会への協力依頼に対する同意状況

	総団体数	周知案内への協力		登録サポートへの協力		広報活動への協力	
		団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
商工会	49	41	83.7%	34	69.4%	32	65.3%
商工会議所	9	1	11.1%	4	44.4%	1	11.1%
計	58	42	72.4%	38	65.5%	33	56.9%

上記合同 Zoom 説明会後は、複数の商工会から管内の会員事業者を対象とした現地説明会の要望があり、2020年10月6日以降はWEB説明会と並行して商工会と会員店舗を対象に現地説明会を実施した。また、同年11月20日以降は、事務局より各商工会へ説明会開催の要望確認を架電にて行った。その結果、コロナ禍で人を集めるのが困難な状況下ではあったが、図表 5-4 に記す合計7回の説明会を実施した。

図表 5-4 現地説明会の開催実績

商工会名	開催日	備考
阿蘇市商工会	20年10月6日	
多良木町、湯前町、水上村合同	20年10月7日	GoToトラベルと合同
天草市商工会	20年10月15日	
山都町商工会	20年10月27日	GoToトラベルと合同、Zoom会議
宇城市商工会	20年11月12日	
南阿蘇村商工会	20年12月16日	GoToトラベルと合同
南関町商工会	20年12月22日	

(2) メディア広報等

メディアを通じた広報やイベント時でのチラシ配布は、利用者へのキャンペーン周知と利用の案内を主目的としていたが、同時に飲食店に対する加盟店募集の呼びかけにもつながるものとなった。

図表 5-5 にメディア広報等（イベント時でのチラシ配布を含む）の実績を記す。また参考として、図表 5-6 に2020（令和2）年10月28日に熊本日日新聞に掲載した広告を記す。なお、テレビ局の取材に関しては、図表 5-5 に記したものの外に、電話取材に答えたケースも多数あった。

図表 5-5 メディア広報等の実績

媒体	広報の内容	掲載号/放映日（期間）
紙面	熊本日日新聞朝刊 広告掲載	20/10/28、20/12/13、21/2、21/3、 21/10/18、21/11/30、22/4/10
	熊本日日新聞県政特集 広告掲載	20/11/13、21/7/16
	リビング新聞（フリー情報誌） 広告掲載	20/10/24、21/3/13、21/7/10、21/10/23、 21/12/4
	くまにちすばいす（フリー情報誌） 広告掲載	22/4/15
	RKK 学童駅伝大会 チラシ配布	21/12/4
映像	RKK テレビ「ゴゴスマ」内告知放映	21/12/3
	RKK テレビ「からふる」内告知放映	21/12/10
	テレビ CM 放映（KKT、RKK、KAB、TKU）	20/10/19～31、20/11/2～12/27、22/3/3～ 21、21/4/1～16、21/11/29～12/15
	テレビ番組組取材（KKT）	20/9/28、21/3
	テレビ番組組取材（TKU）	20/9/28、20/10/6
	テレビ番組組取材（RKK）	20/9/24、20/11/18

* テレビ局の略称は、RKK=熊本放送、KAB=熊本朝日放送、TKU=テレビ熊本、KKT=熊本県民テレビ。

図表 5-6 熊本日日新聞掲載広告（2020年10月28日朝刊）

10,000円の食事券を8,000円で販売！2,000円おトク！！

加盟飲食店も募集中！
WEBから12/31[水]（予定）まで

GoToEat Campaign
くまもと

お食事券総額75億円！！

GoToEatキャンペーンくまもと実施中！
食事券利用期間 | 2020/10/19[月]～2021/3/31[水]

詳しくはGoToEatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトにてご確認ください。

食事券購入方法

※この食事券事業とは別にオンライン飲食予約事業者が実施するキャンペーンもございますので、混同されないようご注意ください。

購入期間	2020/10/19[月]10:00～2021/1/31[日] 第1期:2020/10/19[月]～2020/11/15[日] 第2期:2020/11/16[月]～2020/12/13[日] 第3期:2020/12/14[月]～2021/1/31[日] ※各期間の予定セット数の上限に達し次第、申込終了になります ※第2期・第3期については、事前受付期間はありません ※各期とも発行内容は全く同じです。	販売価格	1セット 8,000円(税込) [利用可能金額10,000円] 1,000円券×10枚	2,000円お得!
購入方法		購入方法	GoToEatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトにて申し込み後ファミリーマート店内のFamiポートにて支払い・発券	
利用期間	(共通) 2020/10/19[月]～2021/3/31[水]	購入制限	1人1回当たり2セット(16,000円)まで購入可能です。(回数制限はありません。)	

GoToEatキャンペーンくまもと事務局 ☎0570-035-210
9:30～17:30 平日のみ営業(土日祝日、12/29～1/3除く平日)

◀特設ポータルサイト
加盟飲食店一覧も
こちらからチェック!

(3) 大型商業施設での PR

1) イオンモール熊本

食事券の事前予約開始と時期を合わせ、2020（令和 2）年 10 月 14 日に、県内最大の商業施設である「イオンモール熊本」（上益城郡嘉島町）において、特設ブースを設けて食事券の予約・購入・利用方法の案内、加盟店登録方法の説明、加盟店登録申請の現場サポート等、当キャンペーン全体を紹介するイベントを実施した。

イベントの様子は、NHK、KAB、TKU のテレビ 3 局で紹介放映された。

図表 5-7 に、当イベントで掲示したキャンペーン告知ポスターを示す。

図表 5-7 イオンモール熊本でのイベントで掲示したキャンペーン告知ポスター

GoToEat Campaign くまもと

GoToEatキャンペーンくまもと開催!
 | 食事券利用期間 | 2020/10/19[月]～2021/3/31[水]

※今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては期間が変更になる場合がございます。詳しくはGoToEatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトにてご確認ください。

食事券購入方法		飲食店の方へ	
購入期間	2020/10/19[月] 10:00～2021/1/31[日] 23:59 第1期:2020/10/19[月] 10:00～2020/11/15[日] 23:59 第2期:2020/11/16[月] 00:00～2020/12/13[日] 23:59 第3期:2020/12/14[月] 00:00～2021/1/31[日] 23:59 <small>※各前期の予約券の取上げに際し、2次券、申込終了に2021年2月2日～第3期については、事前受付期間はありません。※各期とも実行内容は本1回だけです。</small>	加盟店登録申請期間	2020/9/28[月]～2021/12/31[木] (予定)
利用期間	(共通)2020/10/19[月]～2021/3/31[水]	加盟店登録申請方法	特設ポータルサイトでの登録 <small>「熊本県内の飲食店の方へ」から登録申請へお進みください</small>
販売価格	1セット 8,000円 (税込) <small>【利用可能金額10,000円】1,000円券×10枚</small>	加盟店登録申請資格	熊本県内の飲食店 ①日本標準産業分類の「6飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第3項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所とし、食品衛生法等の規制及び業種の適正化等に関する法律第2条第4項に規定される「特殊飲食等営業」を営む飲食店を除く。 ②「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対応方針(改定)」に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防策に取り組んでいる店舗。 <small>詳しくは特設ポータルサイトにてご確認ください。</small>
購入方法	GoToEatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトにて申し込み後、店内のFamiポートにて支払い・発券		
購入制限	1人1回当たり2セット(16,000円)まで購入可能です。 <small>(回数制限はありません。)</small>		

詳しくは、GoToEatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトへ!



GoToEatキャンペーンくまもと事務局 ☎0570-035-210
 9:30～17:30 平日のみ営業。(土日祝日、12/29～1/3除く平日)

2) アミュプラザ熊本

2021（令和3）年2月25日に、JR 熊本駅の駅ビル商業施設である「アミュプラザ熊本」がグランドオープン（21年4月23日）するに先立ち、加盟店募集のチラシを配布した（図表5-8参照）。

図表 5-8 アミュプラザ熊本でのイベントで配布した加盟店募集のチラシ



GoToEatキャンペーンくまもと

食事券取扱加盟店募集のご案内

《Go To Eatキャンペーン概要》

Go To Eatキャンペーンとは、プレミアム付き食事券を発行することで、感染予防対策に取り組む飲食店の需要を喚起し、同時に食材を供給する農林漁業者を支援するキャンペーンです。
各店舗でお客様が食事券を使用して飲食サービスを受けるためには、登録をご希望される店舗ごとに事前の取扱店舗登録が必要となります。

発行者	Go To Eatキャンペーンくまもと事務局（主管 農林水産省）
発行内容	1冊（券種1,000円×10枚） 1種類 ※25%のプレミアムを付けた食事券（1冊10,000円を8,000円で消費者様が購入）
利用期間	令和2年10月19日（月）～令和3年6月30日（水）
販売期間	令和2年10月19日（月）～令和3年3月31日（水）
食事券販売店	熊本県内ファミリーマート（Fami ギャートにて）※事前WEB・電話予約制
取扱店舗	Go To Eatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトより加盟登録頂いた飲食店

《取扱店舗募集》

登録期間

対象店舗

加盟店舗申請方法

◆期間：令和2年9月28日（月）～令和3年3月31日（水）

◆日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項目の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所。※テイクアウト専門店は対象に入りません。

◆「76 飲食店」であっても客への接待・遊興などを伴う飲食店は除く。

◆ガイドラインに基づく感染症対策を実施している飲食店。

※詳しくは、GoToEatキャンペーンくまもと公式HPの「加盟店登録資格」の項目をご参照ください。

『GoToEatキャンペーンくまもと特設サイト』
<https://gotoeat-kumamoto.jp>

特設ポータルサイト



※申請いただいた飲食店様には、本キャンペーン対象飲食店かどうかを審査の上、承認された飲食店様には順次、必要な取扱マニュアルや換金伝票、キャンペーン取扱店舗証（ステッカー）などを配送し、取扱加盟店として食事券の取扱いを開始できます。

《登録から精算までの流れ》

手順1 加盟店登録申請
オンラインにて登録申請

手順2 加盟店登録審査
本キャンペーン事業対象事業者が審査を行います

手順3 承認後、加盟店用ツールの受け取り
加盟店承認店舗に加盟店用ツールをお送りします

手順4 ポスター掲示等の事前準備
コロナウイルス感染症対策ポスター等を掲示していただきます

手順5 食事券取扱開始
利用エリア（熊本県）ご確認ください！

手順6 受け取った食事券の換金請求
食事券と必要書類をお送り頂くのみ、郵送料の負担なし！

手順7 事務局より登録口座へ振込
ご指定頂いた口座へ振り込みます

加盟店登録申請に関わる注意事項：

- オンライン申請は上記URLまたはQRコードから登録ください。
- 申請には、3つの添付資料が必要です
 - ①営業許可書のコピー（有効期限内）
 - ②口座情報が確認できる書類（通帳見開きページのコピー）
 - ③参加飲食店同意書（GoToEatキャンペーンくまもと公式HP内）
- 郵送での申請をご希望で、申請書類が必要な場合は、下記Go To Eatキャンペーンくまもと事務局へご連絡ください。

食事券を受け取る際の主な注意事項：

- 食事券を受け取る際は、利用エリア（熊本県）であることをご確認ください。利用エリアの記載が確認できない場合は換金できません。
- 食事券が切り離されていないかをご確認ください。※長い面の方が換金に必要な半券です。
- 食事券には、偽造防止加工が施されています。受け取る前に偽造等されていないかをご確認ください。必要に応じて紙クーポンの見本券と比較してください。

◆加盟店登録方法についての問い合わせ◆
 Go To Eatキャンペーンくまもと事務局 TEL：0570-035-210（平日9時30分～17時30分）

28

2. 事務局が実施した登録店舗開拓

本事業開始当初の2020年（令和2）年10月上旬に、飲食店情報サイト食ベログに登録されている県内の飲食店約6,000店舗へ加盟店募集DMハガキを発送。

熊本観光サイト掲載の飲食店約5,900店のうち、加盟資格条件を満たす未加盟店に対し、2020（令和2）年10月下旬～12月下旬、および2021（令和3）年2月下旬～3月にかけて営業架電を行った。

また、2020（令和2）年11月上旬～12月下旬には、熊本市中心部の上通、下通、水前寺付近の飲食店約200店に対し訪問営業を実施した。

営業の成果を図表5-9に記す。事務局の営業による加盟登録の実績は、営業架電の成果で加盟した店舗が121店、訪問営業の成果で加盟した店舗が69店の合計190店であった。これをエリア別にみると、県内で飲食店が最も多く集中していることから熊本市エリアの営業架電による加盟の件数が最も多く、また訪問営業を集中的に実施したことにより132店と全体の約7割にのぼり、以下、県北エリア、県南エリア、県央エリアの順であった。なお、営業架電数に対する営業架電による加盟店舗数の割合は、熊本市エリアでは17%、県北エリアと県央エリアでも10%を超えているのに対し、県南エリアは5%台にとどまるという結果となった。

図表 5-9 事務局による営業の成果

エリア	営業架電数 (A)	営業架電による 加盟店数 (B)	訪問営業による 加盟店数	加盟店数計	【参考】 B/A
県北エリア	143	17	1	18	11.9%
阿蘇市エリア	14	5	—	5	35.7%
阿蘇北部エリア	13	1	—	1	7.7%
南阿蘇エリア	63	4	—	4	6.3%
熊本市エリア	380	64	68	132	16.8%
県央エリア	113	13	—	13	11.5%
天草エリア	32	3	—	3	9.4%
県南エリア	263	14	—	14	5.3%
合計	1,021	121	69	190	11.9%

* 架電後訪問して加盟は「訪問営業による加盟」にカウントした。

3. 加盟店登録フロー

(1) 開始時期

①登録申請の開始：2020（令和2）年9月28日

②食事券取扱開始

・2020（令和2）年10月9日までに登録申請を行った場合は、キャンペーン開始日の10月19日よりスタート。

・10月10日以降に登録申請を行った場合は、登録申請から7営業日以内に発送されるスターキット到着後、マニュアルの確認、販売ツール（ステッカー、ポスター、スイングPOP）を店内の分かり易い場所に掲示等の必要な準備を行った上で順次スタート。

(2) 加盟店登録の条件

1) 業種

①対象業種

日本標準産業分類「中分類 76 飲食店」に分類される飲食店のうち、「食品衛生法」第52条1項の営業許可を受けている飲食店であり、かつその場で飲食を提供するもので、後述「②対象外業種」を除く。

具体的な対象業種は図表 5-10 のとおりである。

図表 5-10 対象業種

◆日本標準産業分類「中分類 76 飲食店」に分類される飲食店			
小分類		細分類	
761	食堂、レストラン	7611	食堂、レストラン
762	専門料理店	7621	日本料理店
		7622	料亭（接待を伴わないもの）
		7623	中華料理店
		7624	ラーメン店
		7625	焼肉店
		7629	その他の専門料理店 （西洋料理店、カレー専門店等）
763	そば・うどん店	7631	そば・うどん店
764	すし店	7641	すし店
765	酒場、ビヤホール	7651	酒場、ビヤホール
767	喫茶店	7671	喫茶店
769	その他の飲食店	7691	ハンバーガー店
		7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼き店
		7699	他に分類されない飲食店 （甘味処、フライドチキン店、ドーナツ店等）

②対象外業種

- ・店内飲食をメインとしないもの…宅配ピザなどデリバリー専門店/持ち帰り専門店/移動販売店舗（キッチンカー）/カラオケなど他のサービスをメインとする店舗 など
- ・客への接待・遊興などを伴う店舗（「風営法」の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する店舗）…キャバクラ/ガールズバー/ホストクラブ/スナック/接待を伴う料亭/ショーパブ/ナイトクラブ など

③対象業種の拡大

ホテル・旅館等の宿泊施設内に併設されているレストランや食事処等は従来から対象業種とされていたが、これに加えて、2021（令和3）年6月初旬より、不特定多数の利用客を対象に、通年で飲食店と同様の飲食サービスが提供されている宿泊施設の飲食スペース（宴会場やバンケットルーム等）も加盟登録の対象に含まれることとなった。

ただし、下記の場合は食事券利用の対象外となる。

- ・宴会場等以外での飲食の提供（ケータリング、ルームサービス等）。
- ・結婚式や法事等冠婚葬祭に伴う飲食の提供。
- ・1泊2食や朝食付き等、宿泊料金に含まれる食事の提供。
- ・プラン料金等、飲食以外のサービスが付帯しており、飲食代金が明確でないもの。
- ・コンパニオンの接待やカラオケを伴うもの（登録期間中において、接待やカラオケを伴うサービスを登録対象の会場で行っている場合は、加盟登録不可となる）。

なお、上記に該当する宿泊施設の宴会場等は、集計にあたっては図表 5-10 の「7699 他に分類されない飲食店」に含めている。

2) 感染予防対策

農林水産省が示す下記の感染予防対策に取り組んでいること。

- ① 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改定）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」（2020（令和2）年5月14日、（一社）日本フードサービス協会及び（一社）全国生活衛生同業組合中央会）に基づき感染予防対策に取り組み、取り組み内容を店頭に掲示する。具体的には、加盟承認店舗に農林水産省から指示を受けた相談窓口申請案内事務局が送付する下記4点の告知ツールを店内に設置する。

※GoToEat キャンペーンくまもとにおいては、2021年（令和3年）8月23日までの新規加盟店登録承認分までで発送終了。

- ・「コロナ接触確認アプリ告知ツール」のメニューへの貼りつけ。
 - ・「コロナ接触確認アプリ告知チラシ」のメニューへの挟み込み。
 - ・新たな生活様式での外食のエチケットを告知する「外食時のお願いポスター」の掲示。
 - ・利用者にコロナ対応の実施を告知する「感染防止対策チェックリストポスター」の掲示。
- ② クラスター発生予防の観点から、「換気」「声量」「三密」を常に意識することを肝要とし、利用者への周知と併せて下記の対策を実施し、店頭に掲示する。
- ・店舗入口や手洗い場所に、手指消毒用の消毒液を用意する。

- ・店内に適切な換気設備を設置し、徹底した換気を行う（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - ・他のグループの客同士ができるだけ 2m(最低 1m)以上あくよう、間隔をあけてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーテーション（アクリル板またはそれに準じるもの）で区切る。カウンター席は、他のグループ客同士が密着しないよう、適度なスペースを空ける。
 - ・ひとつのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーテーションで区切る。
- ③カラオケボックスや接待を伴うスナックは本事業の対象として認めていないが、ごく一部の対象店ではカラオケ設備を有している場合がある。そうした場合でもキャンペーン期間中は、食事券の利用者に限ることなくカラオケ設備を使用しない。
 - ④大量の飲酒は控えるよう利用者に周知する。
 - ⑤営業時間の短縮等、国または地方公共団体からの要請に従う。
 - ⑥農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力する。
 - ⑦ガイドラインを遵守していない旨の指摘には適切に対応することとし、対応しない場合は登録が取り消される。
 - ⑧加盟飲食店の利用者が着席した際に、目につく場所で接触アプリを紹介する（メニュー表上にシールを貼る、レシートに印字する等）。
- 上記に加えて、2021（令和 3）年 11 月 1 日から食事券の利用を「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」による認証を取得または申請中の飲食店に限ることとし、さらに同年 12 月 1 日からは、同制度による「熊本県感染防止対策認証店」であることを加盟店の条件とした（「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度」の詳細は P.65 第 7 章 3 参照）。

（3）申請・登録の流れ

加盟店の申請は、インターネット環境がない場合や WEB 使用に慣れていない事業者を対象に商工会議所・商工会による代理登録や手書き申請の郵送受付も行ったが、原則としては WEB 申請を基本とした。

以下に WEB 申請における申請から登録までの流れの概要を整理する。

- ①加盟申請を希望する飲食店は、「Go To Eat キャンペーンくまもと公式ホームページ」の加盟店登録のページにアクセスする。
- ②同ページの「説明動画」閲覧後オンライン上で、
 - ア)行政への協力、感染防止ガイドラインに基づく取り組み、不正取引の防止、反社会勢力でないこと等の確約、食事券取扱マニュアルの遵守、参加登録の取消等への同意・誓約
 - イ)事業者名、住所（店舗所在地）、担当者名・連絡先、業種分類等の店舗情報を入力
 - ウ)換金振込口座等の振込情報を入力
 - エ)飲食店営業許可書や振込先通帳のコピー等必要書類を添付し、申請送信する。

※WEB 上での申請発信後、登録した申請者メールへ受付完了メールを自動発信、このメール本文に加盟店コードを記載。

- ③上記過程における不明点等は、コールセンターが問い合わせ対応・案内を行う。
- ④事務局で申請内容に不備や齟齬がないかのダブルチェックを行い、不備があれば申請者に電話で不備内容を連絡し、電話口での補記修正の受付ないしは正しい書類の再送依頼を行う（Eメール、FAX、郵送により受領）。
- ⑤書類審査終了後、承認店舗へ事務局よりスターターキットを発送し、公式ホームページの加盟店登録店一覧へ店舗情報を追加する。

※スターターキットの受け取り、又は公式ホームページにある加盟店一覧の掲載をもって加盟店登録完了とみなし、これ以降の食事券の受け取りを可能とした。

上記フローの概要を図表 5-11 に、申請承認後加盟店に送付するスターターキットの内容を図表 5-12 に示す。

また、参考として、公式ホームページにおける加盟店登録画面を図表 5-13 に、事務局内での書類審査に使用した審査経緯書を図表 5-14 に示す

図表 5-11 加盟店申請・登録のフロー（WEB 申請）

